

平成23年第4回邑南町議会定例会(第1日)会議録

1. 招集月日 平成23年 5月25日 告示
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 平成23年 6月7日(火) 午前9時30分
 散会 午前11時19分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1番	大屋光宏	2番	宮田秀行	3番	中村昌史	5番	日野原利郎
6番	清水優文	7番	辰田直久	8番	亀山和巳	9番	日高 學
10番	石橋純二	11番	高本勝藏	12番	山中康樹	13番	三上 徹
14番	長谷川敏郎	15番	日高勝明	16番	松本 正		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1番	大屋光宏	2番	宮田秀行	3番	中村昌史	5番	日野原利郎
6番	清水優文	7番	辰田直久	8番	亀山和巳	9番	日高 學
10番	石橋純二	11番	高本勝藏	12番	山中康樹	13番	三上 徹
14番	長谷川敏郎	15番	日高勝明	16番	松本 正		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名						

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
定住促進課長	原 修	企画財政課長	沖 幹雄	情報推進課長	小林雅博
町民課長	服部 導士	税務課長	三上俊二	福祉課長	三上洋司
農林振興課長	坂本敬三	商工観光課長	東 義正	建設課長	田中節也
水道課長	上田英至	保健課長	日高 誠	会計管理者	安原賢二
瑞穂支所長	藤田憲司	羽須美支所長	福田誠治	教育委員長	河野義則
教育長	土居達也	学校教育課長	細貝芳弘	生涯学習課長	森岡弘典
農業委員会長	田中正規	監査委員	實田 讓		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋原 進 事務局係長 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
8番	亀山和巳	9番	日高 學

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成23年第4回邑南町議会定例会議事日程(第1日)

平成23年6月7日(火) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 報告事項

報告第4号 平成22年度邑南町一般会計繰越明許費の報告について

報告第5号 平成22年度邑南町簡易水道事業特別会計繰越明許費の報告について

報告第6号 平成22年度邑南町電気通信事業特別会計繰越明許費の報告について

日程第5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第63号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第64号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 議案の上程、説明

議案第65号 邑南町税条例の一部改正について

議案第66号 邑南町スクールバス条例の一部改正について

議案第67号 邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第68号 邑南町ふれあい体験農園条例の一部改正について

議案第69号 邑南町堆肥化処理施設条例の一部改正について

議案第70号 邑南町日本一の子育て村推進基金条例の制定について

議案第71号 島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第72号 島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第73号 島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第74号 島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第75号 平成23年度邑南町一般会計補正予算第1号について

議案第76号 平成23年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について

議案第77号 平成23年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号について

議案第78号 平成23年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第79号 平成23年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第80号 平成23年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について

平成23年第4回邑南町議会定例会(第1日)会議録

平成23年6月7日(火)

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 議長(松本正) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成23年第4回邑南町議会定例会を開会いたします。議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付いたしておりますとおりますので、ご覧いただきたいと思っております。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(松本正) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。8番亀山議員、9番日高學議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 議長(松本正) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日6月7日から6月17日までの11日間といたしたいと思っております。これに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日6月7日から6月17日までの11日間とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 町長行政報告

- 議長(松本正) 日程第3、町長行政報告。これより町長に行政報告及び諸般の報告を行っていただきます。

- 石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

- 議長(松本正) 番外。石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) 平成23年第4回邑南町議会定例会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、行政報告及び諸般の事項について申し述べます。はじめに、東日本大震災関連について申し上げます。被災地への義援金及び支援物資については、これまでにご報告申し上げておりますが、本町への受け入れ被災者への生活支援については、邑南町に居住することになったものの、家屋の全壊及び半壊を対象する、対象とするなどとした、県の支援制度の該当とならない方へ、生活支援金を支給する邑南町独自の制度をつくり、支援をしております。現在、申し込みがある1件につきましては、5月末に既に支給済みでございまして、さらにもう1件申し込みがあるように伺っております。続きまして被災地からの避難児童受け入れにつきましては、震災後、町内の実家に避難された世帯から保育相談があり、直ちに一時保育を行いながら、被災地の自治体と広域調整を行い、4月上旬から通常保育を開始しております。また島根県児童相談所では、県内の里親会に、被災遺児受け入れの要請をされたところ、受け入れ可能と7世帯が回答され、そのうち2世帯が邑南町の里親さんでございまして、続きまして、避難高齢者受け入れにつきましては、県内の介護保険施設、99施設で301人の受け入れが可能と回答され、そのうち邑南町では5施設で22人の受け入れが可能と回答しております。また在宅では1名の避難高齢者がおられ、被災地で提供されていた在宅サービスと同様なサービスを提供しているところであります。今後も、東日本大震災復興の支援とともに、避難者の受け入れなど、積極的に支援してまいりたいと考えております。次に、災害時相互応援協定について申し上げます。災害時に県境を越え、お互いの自治体が人的物的支援を行うことを目的とした、災害時の相互応援に関する協定書の調印式を、6月3日に行い、両市町の議長立会いのも

とに、安芸高田市と協定を結びました。県境地域は日ごろから深いつながりがあり、いざというときの対応に活かしていきたいと考えております。また6月24日には三次市と協定を結ぶ予定にしております。北広島町にも声がけをしておりますので、順次県境の隣接自治体と協定を結んで、いざというときの備えとしたいと考えております。次に、TPP環太平洋戦略的経済連携協定の研修会について申し上げます。TPPとはどのようなものか、この地域にどのような影響があるのか、基礎的なことから学べる町民向けの研修会を、6月24日午後7時より、瑞穂地域の元気館で開催いたすよう準備を進めております。内容につきましては、農業関係、医療保健及び福祉関係、産業及び雇用関係、3部門からそれぞれ講師を招き、講演及びパネルディスカッションを予定しております。次に、平成22年度における各会計の決算見込み状況についてご報告いたします。各会計とも、この5月末日をもって、22年度の出納閉鎖を行ったところでございます。決算状況につきましては、全ての会計において、不足を生じることなく決算ができる見込でございますが、現段階では未監査でありますので、現在把握しております数値を決算見込としてご報告申し上げます。まず一般会計につきましては、歳入総額135億6千424万9千円に対して、歳出総額133億2千666万4千円で、歳入歳出差引2億3千758万5千円の黒字となる見込でございますが、繰越明許にかかる翌年度へ繰り越すべき財源7千521万8千円を差し引きますと実質収支は1億6千236万7千円となる見込でございます。また特別会計につきましては、国保会計が千536万4千円、直営診療所会計が252万1千円、後期高齢者医療会計が335万4千円、簡易水道会計が255万8千円、下水道会計が749万5千円、電気通信会計が421万4千円となり、6会計ともすべて黒字となる見込でございます。なお、老人保健会計につきましては、歳入歳出差し引きありません。次に、生活交通対策について申し上げます。邑南川本線につきましては、4月1日に出発式を行い、予定どおり運行を開始したところでございます。この件につきましては、石見交通川本線の撤退表明以降、町民の皆さま方には大変ご心配をおかけしておりましたが、関係者をはじめ議員の皆さま、皆さま方のご支援ご協力により、無事運行の運びとなり、大変喜んでおるところでございます。現在のところ、バスに関するトラブルや運賃変更等に伴う混乱もなく、順調に運行されておりますが、今後はさらに運行管理体制を強化し、安全で安心な運行に努めてまいりたいと考えております。次に、町立研修施設邑学館について申し上げます。町立研修施設邑学館につきましては、3月30日に完成し、4月25日には島根県知事をはじめ関係各位52名のご参列をいただき、竣工式を執り行ったところでございます。今後、教育や交流事業の充実を目的に、人材育成の拠点として活用していきたいと考えております。次に、農林商工等連携ビジョンの推進について申し上げます。平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間として策定した、農林商工等連携ビジョンに基づく推進事業の一環として、邑南町観光協会による食の研究所100%地消、地産地消レストランをめざすというものを開設いたしました。5月1日には、矢上地区の複合商業施設アベル店内の食堂を借りあげて、日替わりメニューを提供するとともに、5月13日には香木の森公園周辺味の蔵において、食の研究所という位置づけで、食材の提供を行なっております。今後も、利用者の皆さまからのご意見をいただきながら、本町の魅力が提供できる食材を研究してまいります。また今後は耕すシェフの研修制度も進めていくこととしております。次に、まめなか地域健康医療ネットワーク構築事業について申し上げます。町民の健康づくりを推進するため、3月19日におおなん元気ネットを開設し、会員募集を進めておるところでございますが、5月26日現在、806名が会員登録され元気カードを発行したところでございます。今年度は、運動や栄養の記録、健診記録の個人入力等の機能追加をするるとともに、公立邑智病院と町内診療所との病診連携システ

ムを構築し、より一層便利なシステムにしてまいりたいと考えておりますので、元気カードを利用し、積極的に健康づくりに取り組んでいただきますようお願い申し上げます。次に、国民健康保険事業について申し上げます。国民健康保険事業につきましては、制度改正や財政構造の悪化などにより、本町の国保財政が大変厳しい状況にあったことから、国民健康保険税の税率につきまして、平成21年度に14.4%、平成22年度に32%と、それぞれ大幅な増額改定を行わせていただいたところでございます。こうしたことを踏まえ、平成23年度の国保税につきましては、全体として増額改定を行わないという方針をもって、資産割を無くし、3方式に移行するとともに均等割平等割の税額を改正せず、応能応益の割合を平成22年度の53対47とし、所得割の税率を当初に決定しております。こうした状況の中で医療費等を推計いたしましたところ、被保険者数につきましては、一般分が減少、退職分が増加の傾向でございました。また医療費につきましては、一般分、退職分、ともにわずかながら増加の傾向にあります。当初の見込みと比較いたしますと、一般分が261万3千円の増、退職分が100万8千円の減となっております。一方、歳入におきましては、前年度の所得の確定を見込みましたところ、全体で課税所得額が減額となり、厳しい状況が見込まれますが、本年度の方針により、税率を改正しないこととし、不足する804万8千円を基金から繰り入れる必要があり、補正予算をお願いしているところでございます。なお、応能、応益の割合につきましては、今回51.4対48.6となっておりますが、このことは、3方式への移行による所得割額への影響をある程度抑制しているものと考えております。今後も、厳しい状況ではございますが、国保の健全運営に努め、長期展望にたった財政計画を検討してまいりま、たいと考えておりますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。次に、農林業振興について申し上げます。まず、邑南町農業活性化支援センターにつきましては、集落営農組織、認定農業者の育成支援、新規就農者対策、アグリサポートおーなんの法人化等により取り組んでおります。また支援センター、水田農業推進協議会および耕作放棄地対策協議会を一本化して、新たに水田農業再生協議会を設置するよう国の方針が示されております。当初、平成23年度につきましては引き続き従来体制を維持することとし、平成24年度より新たな体制で臨みたいと考えておりましたが、国の方針変更により、今年度より水田再生協議会を立ちあげることとなりました。現在、水田協ほか関係市町と協議をしているところであります。続きまして所得補償制度についてでございますが、本年4月より、畑作物に対する補償が加わり、米とともに本格実施されることとなりました。国の戦略的作物のなかから、邑南町としては飼料イネ、飼料米、大豆、そばを推奨してまいりました。その結果3月31日現在で飼料イネ60ha、飼料米10ha、大豆6haと一定の栽培面積を確保することができ、若干ではありますが、不耕作地が減少する見込みとなりました。制度への加入につきましては、現在、島根おおち水田協において取りまとめをしているところでございます。続きまして、有限会社いわみファーム汚泥流出事件に関してでございますが、汚泥が堆積していた糸谷川上流部について、これを清掃するため平成22年4月8日及び4月14日に汚泥撤去作業を実施しております。邑南町はこれにかかった費用を原因者負担としていわみファームに求めるため、島根県に対して調停を申請しており、3名の調定委員が選任され、昨日、第1回目の調定が行われたところでございます。また、これらの事件に関連し、必要な条例改正案を本定例会に提案しておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。続きまして、地産地消についてでございますが、地産、地産地消推進条例第8条第2項に基づく地産地消の推進に関する状況について、広く公表するための準備を進めているところでございます。続きまして、林業振興についてでございますが、造林事業につきましては、森林総合研究所と協議の結果、中ノ谷外2工区において改植等

を追加実施することとなり、本定例会に受託事業費約2千2百万円増額の補正予算案を提案しておりますのでよろしくお願いたします。なお、東日本大震災の農林業への影響ですが、農業資材等については震災当初、入手し難いものもあったようですが、現在は解消しているようでございます。また農産物販売への影響ですが、野菜等については例年並みの価格、量となっております。米については、過剰感のあるなかでの販売であり、依然として価格は低迷しております。一方、米の需給調整への影響ですが、政府と民間合わせて300万トン近い備蓄があり、来年の需給調整への影響はないものと考えております。このため引き続き転作田の活用対策を進めてまいります。木材販売の影響についてはほとんどありませんが、建築、また資材の一部に入手困難なものがでている状況でございます。次に、学校教育関係について申しあげます。まず、工事の関係でございますが、きめ細かな臨時交付金を活用した羽須美中学校のプール濾過器更新工事、市木小学校のプール壁面の塗り替え工事、経済対策臨時交付金を活用した門前教育住宅、門前教員住宅の6棟の解体工事、安心安全な学校づくり交付金を活用した市木小学校の耐震工事につきまして、それぞれ3月に竣工検査を終えたところでございます。また瑞穂小学校の屋体耐力度調査につきましては、建築物耐震性能判定委員会の判定結果が3月に出ております。この耐力度調査は、構造耐力、保存度、外力条件の項目から判定され、瑞穂小学校の屋体は2千310点と判定されました。これは新耐震基準前の昭和45年以前の建物であり、文部科学省の改築の要件の5千点以下の建物であるため、今後は田所公民館の整備方針も含めて、今年度中に方向を出したいと考えております。続きまして、邑南町の教育のありかた検討委員会につき、てでございますが、5月25日に河野教育委員長から委員の皆さま16名に対して委嘱状、委任状の交付が行われました。検討委員会を進める専門家として花輪恒氏をお願いし、委員長に澤田隆之様が選任され、教育委員会からの諮問をうけて検討委員会がスタートいたしました。適時、アドバイザーを加え議論いただき、今年度中に答申を出される予定でございます。続きまして、スクールバス日和線の状況でございますが、新しいおおなんバスの運行を4月8日から開始し、児童、生徒、町民の方々にご利用いただいております。この中で、3月までのおおなんバスのルート変更したことにより、多くの停留所が、乗車側の反対にあることとなりましたので、乗車の安全確保を図るため、順路を変更する条例改正案を本定例会に提案しておりますので、ご理解をいただきますようお願い申しあげます。続きまして、教育支援センター、通称たけのこ学級についてでございますが、4月15日のしん、4月15日の教育委員会において、邑南町教育支援センター設置に関する規則が議決され、翌日に公布されております。新たに経験豊富な学習支援員を加え、不登校などの対応を行っているところであります。今後、さらに内容の充実を図ってまいり所存でございます。次に、生涯学習関係について申しあげます。昨年度は生涯学習推進計画を策定して5年目となり、計画の見直しをしたところでございます。今後は見直した計画に基づき生涯学習を推進してまいりたいと考えております。また、本年度は食育推進計画を策定して5年目の年となり、なりますので、生涯学習推進計画と同様、計画の見直しを行うこととしております。続きまして、社会教育施設の耐震化につきましては、井原公民館、田所公民館の耐震診断の結果が出ましたので、井原公民館屋体部分の耐震設計を行うとともに田所公民館につきましては、地域住民の皆さまのご意見をお聞きし、耐震対策を検討したいと考えておるところでございます。昭和50年建築の中野体育館につきましては、今年度耐震診断を実施することといたしております。また町立図書館石見分館におきましては、子どもだ、読書活動が評価され、平成23年度子どもの読書活動優秀実践図書館として、文部科学大臣表彰の受賞が、決定いたしましたのでご報告申しあげます。以上、6月議、議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。なお、本定

例会に提案いたします議案は、人事案件、人事案2件、条例案6件、補正予算案6件、その他案4件、合わせて18件としております。諸議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させることといたしておりますので、何卒、慎重にご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申しあげます。

●議長(松本正) 以上で町長の行政報告及び諸般の報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 報告事項

●議長(松本正) 日程第4、報告事項。報告第4号平成22年度邑南町一般会計繰越、繰越明許費の報告について。報告第5号平成22年度邑南町簡易水道事業特別会計繰越明許費の報告について。報告第6号平成22年度邑南町電気通信事業特別会計繰越、繰越明許費の報告について。以上、3件について報告を求めます。

●沖企画財政課長(沖幹雄) 番外。

●議長(松本正) 沖企画財政課長。

●沖企画財政課長(沖幹雄) 報告第4号平成22年度邑南町一般会計繰越明許費の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告申しあげます。平成22年度一般会計の繰越計算書をご覧ください。たくさんの事業を繰越しておりますが、その内きめ細かな交付金事業と住民生活に光をそそぐ交付金事業が多くを占めております。まず、きめ細かな交付金事業ですが、保健医療連携推進事業、学校教育施設改修事業など16件で繰越の合計が2億4千813万5千円でございます。次に、住民生活に光をそそぐ交付金事業ですが、病児保育支援事業など3件で繰越の合計が2千278万円でございます。その他の事業でございますが、研修施設建設事業、森林総合研究所造林受託事業など8件で、繰越の合計が1億3千619万2千円でございます。以上全体で27件、総額4億710万7千円でございます。なお、最後の合計欄の金額と繰り、繰越額の差は限度額を設定した後、22年度において執行したのものがあることによるものであります。以上でございます。

●上田水道課長(上田英至) 番外。

●議長(松本正) 上田水道課長。

●上田水道課長(上田英至) 報告第5号平成22年度邑南町簡易水道事業特別会計繰越明許費の報告についてでございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告申しあげます。一枚めくって繰越計算書をごらんくださいませ。事業名は、きめ細かな交付金事業費で繰越額は817万円でございます。事業内容は浄水場ろ過砂の入れ替え等でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

●小林情報推進課長(小林雅博) 番外。

●議長(松本正) はい、小林情報推進課長。

●小林情報推進課長(小林雅博) 報告第6号平成22年度邑南町電気通信事業特別会計繰越明許費の報告について説明いたします。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。一枚めくっていただき、繰越計算書をご覧ください。事業名はきめ細かな交付金事業費、金額は580万円でございます。内容は、広域連携線のループ線敷設工事でございます。よろしく願いいたします。

●議長(松本正) 以上で報告事項は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(松本正)** 日程第5先議といたしまして、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第63号人権擁護委員候補者の推薦について。議案第64号人権擁護委員候補者の推薦について。以上、2議案を一括上程いたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。
- 石橋町長(石橋良治)** 番外、議長。
- 議長(松本正)** 石橋町長。
- 石橋町長(石橋良治)** 議案第63号及び議案第64号の提案理由をご説明申しあげます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、最近の人権擁護行政をとりまく諸情勢は、幼児、児童に対する虐待やいじめ、体罰など子どもに関する問題、高齢者や障害者に関する問題あるいは夫婦間、親子間の問題など、多岐にわたり複雑化しております。こうした地域社会の中であって、人権擁護委員は、これらの諸問題に理解をもって取り組み、気軽に相談に応じ、その解決に熱意を有する候補者を市町村長が議会の意見を聞いて、法務大臣に対し、推薦するものであります。議案第63号において推薦につき意見を求めようとする天川芳幸氏につきましては、平成20年10月1日から平成23年9月30日までの任期中で、人権擁護委員として活躍いただいております。この度、任期切れを迎えるにあたり、引き続きその手腕を発揮していただきたく、お願いしたいと思っております。議案第64号において推薦につき意見を求めようとする平川進氏につきましては、これまで旧瑞穂町教育委員会、邑南町教育委員会で長きにわたり人権同和行政に取り組んで来られるなど人格、識見ともに優れておられ、木村儉三氏の任期満了に伴い新たにお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- 議長(松本正)** 以上で、提出者の説明は終了いたしました。ここでお諮りをいたします。議案第63号、議案第64号につきましては、人事案件ですので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議はありますか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長(松本正)** 異議なしと認めます。したがって、議案第63号、議案第64号につきましては、質疑、討論を省略して、直ちに採決することに決定をいたしました。これより、議案第63号を採決いたします。議案第63号について、適任と認めることに賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
- 議長(松本正)** 全員賛成。したがって、議案第63号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、原案を適任とすることに決定いたしました。続きまして、議案第64号を採決いたします。議案第64号について、適任と認めることに賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
- 議長(松本正)** 全員賛成。したがって、議案第64号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、原案を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第6 議案の上程、説明

- 議長(松本正)** 続きまして、日程第6議案の上程に、上程、説明に入ります。議案第65号邑南町税条例の一部改正について。議案第66号邑南町スクールバス条例の一部改正について。議案第67号邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。議案第68号邑南町ふれあい体験農園条例の一部改正について。議案第69号邑南町堆肥化処理施設条例の一部改正について。議案第70号邑南町日本一の子育て村推進基金条例の制定について。議案第71号島根県市町村総

合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について。議案第72号島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について。議案第73号島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の、団体の数の、数の減少について。議案第74号島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について。議案第75号平成23年度邑南町一般会計補正予算第1号について。議案第76号平成23年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について。議案第77号平成23年度邑南町国民健、健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号について。議案第78号平成23年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について。議案第79号平成23年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について。議案第80号平成23年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について。以上、16議案を一括上程します。執行部の説明を求めます。

●**石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

●**議長(松本正)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 議案第65号から議案第69号までの提案理由をご説明申しあげます。議案第65号邑南町税条例の一部改正についてでございますが、これは東日本大震災に関わる地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。次に、議案第66号邑南町スクールバス条例の一部を改正しようとするものでございます。これは邑南町スクールバス日和線の運行順路を変更するために、所要の改正を行うものでございます。次に、議案第67号邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございますが、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。続いて、議案第68号邑南町ふれあい体験農園条例の一部改正についてでございますが、これは短期の貸し出しができるようにするため、所要の改正を行うものでございます。次に、議案第69号邑南町堆肥化処理施設条例の一部改正についてでございますが、これは直営管理ができるよう所要の改正を行うものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

●**三上税務課長(三上俊二)** 番外。

●**議長(松本正)** 三上税務課長。

●**三上税務課長(三上俊二)** 議案第65号邑南町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。これは東日本大震災、被災者の負担の軽減を図るために、このたび地方税法が改正されまして、それに伴う町税条例の改正措置でございます。別紙改正文、又は新旧対照表をご覧くださいませ。附則に2条を追加する改正でございます。まず1条目第22条は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例を設ける改正でございます。第1項の内容をご説明いたします。東日本大震災により損害を受けた住宅、家財などの生活用資産及びその関連費用は地方税法附則第42条で特例損失金額と称することになりました。そしてその損失は、本年平成23年でなく平成22年に損害を受けたこととして、本年度平成23年度からの住民税において雑損控除を受けることができることとしました。またその場合、本年度に控除しきれなかった額は、平成24年、来年度から引き続いて繰越控除を受けられますが、その繰越損失額は同じく平成23年でなく平成22年に生じたものとして取り扱うこととすることが定められました。雑損控除は、通常損失が発生した年の翌年度の住民税から控除されますが、この改正で、よりまして本年度より控除できることにし、被災者の負担軽減を早急に図るための改正でございます。次に第2項の内容をご説明いた

します。今後、がれきの撤去費用などの特例損失金が平成24年以降に発生した場合には、その損失額は平成22年に生じたものとして取り扱い、繰り越すことのできる損失額に加算することになりました。また繰り越しができる年数は現行3年でございますが、当大震災に係る損失繰り越し期間は5年間に延長されました。続いて、第3項及び第4項の内容をご説明いたします。当該特例損失金額には、本人の所有する資産についてだけでなく、本人と生計を一にする親族が所有する資産で損害を受けた、いわゆる親族資産損失額も加えて控除を受けることができる、できます。その際の損失の取り扱いについては、この第22条の第1項、第2項と同様に扱うということが、この第3項と第4項に規定されております。続いて、第5項の内容をご説明いた、いたします。この雑損控除の特例を平成23年度住民税で受けるためには、第36条の規定に基づき税申告書にその旨を記載するか、たとえ記載がない場合でもやむを得ない理由があると町長が認めた場合は適用するという届け出にすることが定められております。続きまして、2条目でございますが、第23条、これは東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例を設ける改正でございます。内容をご説明いたします。住宅借入金等特別税額控除を受けるためには該当する住宅へ居住していることが適用要件となっております。しかしこのたびのように、今まで当控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合でも、控除対象期間の残りの期間について引き続き税額控除を受けることができるという新たな特例措置が設けられました。これは被災者の住宅借入金に対する経済的負担を軽減しようとする改正でございます。この適用期限と要件につきましては、租税特別措置法第41条、又は第41条の2の2及び地方税法附則第5条の4第6項、又は第5条の4の2第5項において規定されておりますが、このたび東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律、いわゆる震災特例法第13条及び地方税法附則第45条第2項が定められまして、大震災に係る当条文の扱いを居住することを要件としないと読み替えて変更適用し、今回の新たな特例措置が実施できるように改正されました。以上の法律の制定や地方税法の改正に伴いまして、町税条例附則第7条の3、附則第7条の3の2に引用して記載されております当該法律や地方税法の関係条文を今回改正のあったものに読み替えて引用し、東日本大震災に係る税額控除適用期限の特例を新たに設けるものでございます。以上、この改正につきましては、公布の日より施行いたします。ただし、第23条の住宅借入金等特別税額控除の制度につきましては、毎年1月1日を基準日として適用の可否を判定いたしますので、この条の施行は来年の1月1日からの施行とし、平成24年度町民税から反映することとなります。以上、改正の内容を説明させ、ご説明させていただき、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求め、求めるものでございます。よろしくお願ひ申しあげます。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(松本正) はい、細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議案第66号のご説明を申しあげます。この議案でございますが、先の町長の行政報告にもありましたが、この4月からこれまでの運行してきたスクールバス日和線の運行順路を改善するものでございます。この路線でございますが、3月まで山根谷上から明泉谷

口、日和郵便局そして西方面に中日和さらには、北方面に下郷から日和郵便局へ戻り山根谷上を経由するルートを4月より日和郵便局からは、北方面に奥谷、そして西方面に下郷、湯舟谷と日和地域の概ね外周ルートを左回りに設定したため、数か所ありますバス停留所が、全てバスの進行方向に対しまして右側になり、乗客はバスの前を一端横切らないと乗れない状況であり、危険であると判断し、改善するものでございます。このことにつきましては日和地域の行政座談会や、あるいは保護者の懇談会でもご意見をいただいておりますが、路線を変更することにつきましては、現行で最初に乗られる方と最後に乗られる方の乗車時刻の逆転が生じるため、地域の了承が必要でありまして、小学校から高等学校までの児童生徒の保護者に、全員に理解をいただき、さらには自治会連合会の了承もいただいております。なお、今回の改正条例でございますが、路線順だけを改善するものでございまして、このことによりましてスクールバスの委託契約金額の変更は生じるものではございません。お手元の新旧対表照、表で説明を申し上げます。議案書から3枚目をはぐっていただきたいと思っております。第4条表中、路線名8番日和線の運行区間につきまして右覧現行条例でございますが、矢上駅、石見中学校、邑智病院、日和郵便局、下郷、湯舟谷、山の内集会所、中日和の間としておりますものを左の覧改正条例案でございますが、邑智病院までは同じでございます。また、中日和、山の内集会所、湯舟谷、下郷、日和郵便局の間と右回りに路線に改めるものでございます。また、あのう、条例の施行日でございますが、附則に規定しておりますが今後、教育委員会規則の改正の手続き、あるいは業者、町民の方の周知期間などが必要でございまして、公布の日から起算して3月を超えない時期に施行しよう、三月を超えない時期に施行しようとするものでございます。以上、ご審議の上、承認いただきまして議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●服部町民課長(服部導士) 番外。

●議長(松本正) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 議案第67号邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正は、平成15年6月18日法律第93号で廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、項番、項番号が変更となっておりますが、条例で引用しております項番号を改正されないまま現在に至っております。これを今回改正するものでございます。改正の内容でございますが、1ページめくっていただきまして、改正文にございますように、第9条中第4項を第6項に改め、改めるものでございます。もう1枚めくっていただきますと新旧対照表をご覧ください。一般廃棄物処理業等許可申請手数料、第9条におきまして、法第7条の4項から6項への改正でございます。内容につきましては特に変わるものではございませんが、第7条1項は一般廃棄物の収集運搬業を、第6項は処分業を示しております。以上が、邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の説明でございます。今後は上位法等の改正に、把握に一層努め、今後このようなことがないように注意してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 議案第68号邑南町ふれあい体験農園条例の一部改正について、ご説明をさせていただきます。日和にございますふれあい体験農園は農業体験をとおして都市住民との交流促進を図ることを目的に平成11年4月に開設をされております。現在、地元で組織をされておりますふれあい体験農園管理組合、いう組織が指定管理者となって運営を行っております。組

合員の努力にもかかわらず利用者が減少する年もございます。そこで空き区画がでた場合、町内の方にも短期利用していただけるように利用料金を改正するものでございます。このため地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。新旧対照表をご覧くださいと思います。現行条例第4条に利用料金が規定してございます。1区画当たり年額1万2千円となっておりますところを改正後、第4条におきましては月額千500円と規定したいと思います。ただし、1区画当たり各年度の利用料の上限は従来どおり1万2千円と規定したいと思います。これを計算いたしますと、8か月以上は上限の1万2千円ということになります。なお、経過措置といたしまして、既に利用承認を受けたものに関しましては、24年3月31日までは、なお従前の例によると規定をしております。続きまして、議案第9、69号邑南町堆肥化施設条例の一部改正について説明を申し上げます。町内に3か所ございます堆肥化施設は畜産糞尿処理及び有機質堆肥の供給を目的に平成11年4月に開設をされております。現在、JA島根おおち、茅場堆肥処理組合及び有限会社いわみファームが指定管理者となって運営をしております。現在の条例は施設の管理を指定管理者に行わせるものというふうになっておりますが、ふさわしい管理者が存在しない場合に備えて邑南町が直接管理できるよう改正をしたいというふうに考えております。このため地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。新旧対照表でご説明をしたいと思います。新旧対表の1ページ目でございますが、第1条、第2条に関しましては設置と施設の名称、位置でございますので変更はございません。改正後の第3条から第16条までが町の管理の基本的な部分として規定するものでございます。第3条におきましては開所時間と休所日について規定をしております。ただし、町長が必要と認める場合は随時に開所できることも規定をしております。第4条におきましては使用する者は予め町長の許可を受けなければならないと規定をしております。また同条2項におきまして、その使用については条件を付すことができることと規定をしております。第5条でございますが1号から7号までのいずれかに該当する場合は使用を許可しないことができることを規定しております。内容をご覧くださいというふうに思います。2ページでございますが第6条でございます。1号から4号のいずれかに該当する場合は、町長は使用許可を取り消し、あるいは制限することができるという規定を設けております。同条2項におきましては、それによって生じた損害は町長は、その責めを負わないというふうに規定をしております。第7条につきましては使用者の注意義務、第8条につきましては使用权の譲渡禁止について規定をしております。第9条使用料でございますが、8ページをお開きいただきたいと思えます。別、別表といたしまして使用料を規定しております。1頭1月当たりの金額を載せております。乳用牛700円、肉用牛490円、鶏3.5円、豚70円というふうに規定をしております。これは人件費、動力光熱水費、燃料代等を勘案して積算したものでございます。2ページに戻っていただきまして第10条でございますが、使用料の減免に、の規定でございます。必要があるときは使用料を減免し、あるいは免除することができることを規定しております。3ページでございますが第11条につきましては、使用料の不還付について規定をしております。第12条につきましては、使用者が特別の設備を使用とするときは予め町長の許可を受けなければならない旨、規定をしております。同条2項にお

きまして、その経費につきましては全て使用者の負担とすることを規定しております。第13条におきましては、現状の回復義務、同条2項におきましては、その義務を履行しないとき、町長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収できることとしております。第14条につきましては、損害賠償の義務であります。設備等を損傷した場合は使用者が賠償しなければならない旨、規定をしております。第15条につきましては、立入検査について規定をしております。第16条につきましては、使用者の事故責任について規定をしております。第17条につきましては、現行条例第3条で施設の管理は町長が指定する、まあ、いわゆる指定管理者にこれを行わせるというふうになっておりましたものを、改正後は第17条におきまして3行目以降であります。施設の管理を行わせることができるというふうに規定を変えたいと思います。それから18条以降につきましては3条から16条を追加したことにより繰り下げたものでございますので内容に変更はございません。5ページをお開きください第22条の中ほどに取り消しのところに下線部がございますが、これは送りがなの修正でございます。同条4項につきましては、指定管理者が行う管理の基準について、第3条から第6条までを準用することを規定しております。2行目以降につきましては町長と指定管理者の読替でございます。23条におきまして利用料金について規定をしております。これは使用料と利用料金との読替についての規定でございます。同条2項につきましては使用料に1.3を乗じた額を超えない範囲で指定管理者が町長の承認を得て定めることができる旨、規定をしております。同条3項におきましては利用料金の減額あるいは免除することができる旨、規定をしております。4項におきまして利用料金は、指定管理者の収入としたいというふうに思います。24条につきましては、これは変更ございません。現行の9条と同じでございます。それから現行条例10条から第14条につきましては必要な条項につきまして、改正後の追加した部分に記載をしておりますので削除をいたしております。それから第25条であります。規則で定めるところを町長が別に定めると規定したいと思います。最後に経過措置でございますが改正前の規定により指定管理をしている場合は、契約期間満了時までは、なお従前の例によるということの規定したいと思います。以上、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

●石橋町長(石橋良治) 番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 次に、議案第70号の提案理由をご説明申し上げます。邑南町日本一の子育て村推進基金条例の制定についてでございますが、これは邑南町の若者定住を図るため基金を設置し、その基金を使い日本一の子育て村構想推進のための主要な事業を行うため、条例を制定しようとするものでございます。詳細につきましては、定住促進課長から説明させますのでよろしくお願ひします。

●原定住促進課長(原修) 番外。

●議長(松本正) 原定住促進課長。

●原定住促進課長(原修) 議案第70号邑南町日本一の子育て村推進基金条例の制定についてご説明申し上げます。本条例は、日本一の子育て村構想の推進のため、今後10か年は継続して事業を行う財源確保のために設置する基金について定めるものでございます。議案書の次に条例文を付して

おります。第1条には設置目的として、この基金は日本一の子育て村構想の推進のために行う事業の財源に充てるため設置すると規定しております。第2条では、積み立てる額を当該年度の予算に定めた額としています。第3条から第5条までは基金の管理、運用益金の処理、基金の処分について規定しております。第6条は委任規定について定めており、附則において、この条例は交付の日から施行するとしております。以上、議案第70号についてご説明申しあげました。ご審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) 番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 次に、議案第71号から議案第74号までの提案理由をご説明申しあげます。議案第71号及び議案第72号及び議案第73号及び議案第74号につきましては、松江市と東出雲町及び出雲市と斐川町との市町村合併に伴い組合及び広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて知事の承認を得る必要がありますので、議会に提案するものでございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(松本正) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) 議案第71号島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。この組合は島根県全市町村をもって組織する一部事務組合でございます。平成23年8月1日から八束郡東出雲町を廃し、その区域をもって松江市に編入となる市町村合併に伴いまして、本組合を組織する地方公共団体の数が減少することとなるものでございます。議案第71号、72号につきましても、平成23年10月1日から簸川郡斐川町を廃し、その区域をもって出雲市に編入となる市町村合併に伴うものでございます。以上でございます。

●服部町民課長(服部導士) 番外。

●議長(松本正) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 議案第73号島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。この広域連合は島根県全市町村をもって組織する広域連合でございますが、平成23年8月1日から八束郡東出雲町を廃し、その区域をもって松江市に編入となる市町村合併に伴い、本広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することとなるものでございます。議案第74号につきましても、平成23年10月1日から簸川郡斐川町を廃し、その区域をもって出雲市に編入となる市町村合併に伴うものでございます。以上でございます。

●議長(松本正) ここで休憩いたします。再開は10時50分いたします。

—— 午前10時37分 休憩 ——

—— 午前10時50分 再開 ——

●議長(松本正) 再開いたします。

●石橋町長(石橋良治) はい、番外、議長。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 次に、議案第75号から第80号までの提案理由をご説明申しあげます。議案第75号平成23年度邑南町一般会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ4億4千364万2千円増額するものでございます。議案第76号平成23年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ105万1千円増額するものでございます。議案第77号平成23年度国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ28万7千円増

額するものでございます。議案第78号平成23年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ106万1千円減額するものでございます。議案第79号平成23年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ千387万円増額するものでございます。議案第80号平成23年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ千823万3千円減額するものでございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** 番外。

●**議長(松本正)** 沖企画財政課長。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** 議案第75号平成23年度邑南町一般会計補正予算第1号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億4千364万2千円を増額いたしまして、120億8千364万2千円とするものでございます。詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方で説明を申しあげます。以下、第2条債務負担行為の設定、第3条地方債の補正がございます。詳細はめくっていただきまして、5ページをお開きください。第2表債務負担行為の設定でございます。まず1番目の事項は農業経営基盤強化資金利子補給金、期間は平成24年度から平成41年度、限度額は385万6千円としております。これにつきましては、邑南町では農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱により、農業経営基盤強化資金の償還に対し、利子補給を行っておりますが、平成24年度以降の利子補給金の総額につきまして、このたび債務負担行為として計上するものでございます。次に2番目の事項は、土地明渡等請求事件に係る裁判費用で期間は平成23年度から事件終了までの間、限度額は裁判費用としております。これは本年の第3回邑南町議会臨時会で議決いただきました訴えの提起による裁判費用でございます。続きまして6ページをご覧ください。第3表地方債の、地方債の補正でございます。新たに消防出張所建設事業債、限度額7千840万円を計上しております。これは江津邑智消防組合において建設される羽須美出張所の建築費相当分を邑南町において負担し、財源として合併特例債を充てようとするものでございます。この7千840万円の増額により、合計しまして14億3千330万円の地方債が15億1千170万円になるものでございます。続きまして、事項別明細の方へいっていただきまして、3ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。主なものをご説明申しあげます。衛生費国庫補助金、保険衛生費補助金でございますが、これは国の方で平成22年度繰越されました情報通信技術地域人材育成活用事業交付金4千965万7千円を収入として受けようとするものでございます。中ほどの商工費県補助金、商工費補助金でございますが、2件ございまして、まず一つ目は商業環境整備補助金。これは商工会のポイントカード導入事業に係るものでございますが450万円。空店舗活用事業補助金、これは観光協会への委託事業に係るものでございますが44万円。合わせて494万円を計上しております。続きまして4ページをお開きください。寄付金でございます。一般寄付金として2件80万円、ふるさと寄付金として3件140万円をいただきましたので補正しようとするものでございます。続きまして繰入金、財政調整基金繰入金でございます。これは財政調整基金を2億8千258万9千円取り崩しをしようとするものでございます。その内の2億5千万円は日本一の子育て村推進基金へ積み立てようとするものでございます。諸収入の方に行きまして森林総合研究所造林受託事業収入でございますが、2千269万3千円増額しようとするものでございます。雑入の方ですが石見養護学校給食費147万6千円。これにつきましては今年度から石見養護学校の給食について引き受けたため、給食費としていただくものでございます。一

番下の町債につきましては、先ほどご説明いたしました消防出張所の建設に係る事業債7千840万円でございます。続きまして6ページをお開きください。歳出でございます。明細に入る前に2点ほど全般的なことをご説明申し上げます。まず1点目でございますが人件費の関係でございます。本年4月1日の人事異動による補正を各科目にわたり計上しております。一般会計の総額では給料が635万6千円、職員手当が529万円、共済費が348万8千円の増額となっております。2点目といたしまして、今年の大雪により町有施設に損害が発生しております。総額で406万6千円につきましては各科目に修繕費として計上しております。それでは明細の方へ入らしていただきまして、まず6ページから7ページにかけまして積立金を計上しております。二つありまして、一つ目は財政調整基金積立金。これにつきましては先ほどの衛生費国庫補助金の4千965万7千円相当を財政調整基金として積みこととしております。ふるさと基金積立金につきましては、ふるさと寄附でいただきました140万円を積み足すこととしております。企画費の方にまいりまして、工事請負費を計上しておりますが、これは日本一の子育て村事業のPR看板を設置する工事費を計上して300万円計上しております。続きまして積立金でございます。日本一の子育て村推進基金に2億5千50万を積み立てようとするものでございます。これにつきましては子育て村推進事業のための財源として単年度5千万円、約5千万円とはじきまして、その5年分の2億5千万円を積み立てようとするものであります。50万円につきましては、この事業に賛同される、ます方から寄付をいただいておりますのでそれも計上しております。続きまして情報政策費の繰出金でございます。電気通信事業特別会計繰出金。これも4月1日の人事異動によるものでございますが、千823万3千円減額しようとするものでございます。続きまして8ページをお開きください。賦課徴収費でございます。中ほどに償還金として703万円計上しております。これにつきましては過疎地域における固定資産税の課、課税免除に関する条例によりまして固定資産税の減免をいたしましたので平成22年度分について還付したく計上しております。10ページをお開きください。下の方でございますが母子保健費に委託料を新たに組んでおります。これにつきましては島根大学医学部に対して産婦人科分野の共同研究委託事業を実施すべく委託料として、260万円を新たに計上しております。続きまして12ページをお開きください。中ほど農業振興費に農、補助金として農業復旧対策事業補助金を計上しております。これにつきましても雪害による被害に対する補助でございます。県3分の1、町3分の1の割合で補助しようとするものでございます。100万円計上しております。次の農地費の繰出金でございますが、下水道事業特別会計繰出金。これも4月1日付の人事異動によりまして401万1千円増額しようとするものでございます。続きまして13ページの下ほどでございます。林業振興費の工事請負費でございますが、森林総合研究所造林受託事業費として2千223万9千円増額しようとするものでございます。続きまして14ページでございます。中ほどの商工業振興費でございます。賃金と委託料につきましては耕すシェフの研修事業費として新たに賃金として270万円、その他委託料として255万円を計上しております。合計525万円となりますが、これにつきましては特別交付税措置が受けられるものと見込んでおります。続きまして補助金が2件ございますが、町商工会運営助成、ポイントカード事業に関わるものを450万円。観光協会補助金、これは空店舗活用事業に係るものですが、44万円計上しております。続きまして15ページに行きまして下水道費の繰出金でございます。下水道事業特別会計繰出金、これにつきましても4月1日付の人事異動によるものでありまして985万9千円増額しようとするものであります。続きまして16ページをお開きください。消防費の常備消防費でございますが、江津邑智消防組合負担金として載せております。これは、あのう、羽須美出張所の建て替

え分に係るものであります。当初予算で千304万8千円計上しておりましたが、このたび6千956万6千円増額して、8千261万4千円の事業費を計上しております。続きまして17ページのご覧、17ページをご覧ください。一番下の方でございます。学校給食費補助金、学校給食会補助金66万円を計上しておりますが、これは先ほどお話ししました石見養護学校へ、対する給食費を引き受け、給食を引き受けたことによりまして食材分を学校給食会に補助しようとするものでございます。続きまして19ページをお開きください。社会教育費の公民館費の委託料でございますが、これは井原公民館の耐震補強の設計委託料として277万9千円を計上しております。下の保健体育費の体育施設費の委託料でございますが、これは中野体育館の耐震診断委託料217万円を計上しております。以上でございます。よろしくお願いたします。

●服部町民課長(服部導士) 番外。

●議長(松本正) はい、服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 議案第76号平成23年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について、ご説明いたします。予算書の1ページ目をお開きいただきたいと思っております。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ105万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6千905万1千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の歳入歳出予算事項別明細書の3ページをお開きいただきたいと思っております。この度の補正は、本算定や医療費の推計、4月の人事異動に伴います職員給与等の修正などにより補正を行っております。まず3ページの歳入でございますが、国民健康保険税につきましては、本算定におきまして、当初の税率を改正しないことといたしましたので、一般被保険者分につきましては、課税所得額の減と、それに伴う軽減対象の増、あわせまして被保険者数の減により、千323万9千円の減額でございます。一方、退職被保険者分等につきましては、被保険者数の増により、365万5千円の増額でございます。したがって、国民健康保険税全体では、958万4千円の減額となり、財源不足を生じることとなっております。国庫負担金につきましては、医療費推計が僅か、僅かながら増加の傾向にございますので、療養給付費負担金が50万7千円の増額でございます。共同事業交付金につきましても、同様に48万8千円の増額でございます。基金繰入金につきましては、先ほど申しました国民健康保険税の減額に伴い、その財源不足を補てんするため804万4千円増額させていただくものでございます。次に4ページをお開きいただきたいと思っております。他会計繰入金につき、ついてでございますが、保険基盤安定繰入金につきましては、本算定により軽減対象が増となったことから85万円の増額、一般会計繰入金につきましては職員給与等繰入金が4月の人事異動に伴い55万4千円減額するものでございます。後期高齢者交付金につきましては、医療費推計により、129万6千円の増額でございます。次に5ページの歳出でございます。歳出の補正につきましては、4月の人事異動や医療費の推計により、必要な補正を行っております。まず総務費につきましては、人件費が4月の人事異動により、55万4千円の減額でございます。保険給付費につきましては医療費推計により、一般被保険者療養給付費が261万3千円の増額、退職被保険者等療養給付費が100万8千円の減額、全体で160万5千円の増額でございます。以上が、国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の説明でございます。続きまして、議案第77号平成23年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9千788万7千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の歳入歳出予算事項別明細書の3ページをお開きい

ただきたいと思います。この度の補正は、人件費の補正に対するものでございまして、歳入につきましては一般会計繰入金が28万7千円の増額でございまして、次に4ページの歳出でございまして、総務費の給料等人件費につきまして28万7千円の増額でございまして、以上が国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号の説明でございまして、よろしくお願いたします。失礼いたします。先ほどご説明いたしました国民健康保険事業の1号の補正でございまして、歳入の部分でちょっと言い間違いをしたようでございまして、歳入の部分の前期、前期高齢者交付金につきまして、どうも後期高齢者の交付金と申したようでございまして、ご訂正をよろしくお願いたします。前期高齢者交付金について129万6千円の増額でございまして、失礼しました。

●上田水道課長(上田英至) 番外。

●議長(松本正) はい、上田水道課長。

●上田水道課長(上田英至) 議案第78号平成23年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号につきましてご説明いたします。1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ106万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6千263万9千円とするものでございまして、詳細は予算に関する説明書で説明いたします。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございまして、一般会計繰入金106万1千円の減額でございまして、4ページをお開きください。歳出ですが、総務費の一般管理費の人件費部分が106万1千円の減額でございまして、これは人事異動に伴い減額となったものでございまして、以上でございまして、続きまして議案第79号平成23年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号につきましてご説明いたします。1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千387万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2千787万円とするものでございまして、詳細は予算に関する説明書で説明いたします。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございまして、一般会計繰入金1千387万円の増額でございまして、4ページをお開きください。歳出でございまして、農林水産業費が401万1千円、土木費が985万9千円の計1千387万円の増額でございまして、これは人事異動に伴い増額となったものでございまして、以上でございまして、よろしくお願いたします。

●小林情報推進課長(小林雅博) 番外。

●議長(松本正) 小林情報推進課長。

●小林情報推進課長(小林雅博) 議案第80号平成23年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。予算書の1ページ目をお開き下さい。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ千823万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3千106万7千円とするものでございまして、詳細については予算に関する説明書でご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございまして、一般会計繰入金、繰入金千823万3千円の減額でございまして、4ページをご覧ください。歳出でございまして、一般管理費千819万9千円の減額でございまして、すべて人件費に伴うものでございまして、基金積立金電気通信事業基金積立金3万4千円の減額でございまして、これは任期付職員の手当に充てるものでございまして、合計千823万3千円の減額でございまして、よろしくお願いたします。

●議長(松本正) 以上で執行部の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●議長(松本正) 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日は、これにて散会といたします。

す。大変ご苦勞様でございました。

—— 午前11時19分 散会 ——